

工 事 仕 様 書

- 1 工 事 名 西岡青少年キャンプ場プレハブ物置解体工事
- 2 工事場所 西岡青少年キャンプ場 (札幌市豊平区西岡 544 番地)
- 3 工 期 契約締結の日から令和3年7月8日まで
- 4 工事概要 軽量鉄骨造 地上1階建 延床面積 48.6 m²のプレハブ物置の解体

5 特記事項

(1) 工事内容説明図および特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (平成31年版[平成31年5月改定])、(電気設備工事・機械設備工事編) (平成31年版)」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (平成31年版[平成31年5月改定])」並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書 (平成31年版[平成31年5月改定])」による。

(2) 共通事項

- a 施工時間については原則 (8 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0) とする。
- b 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき官公需適格組合等の活用に努める。
- c 工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付す。期限は機材等が工事現場に搬入される日から、しゅん功期限+14日以上とする。
- d 官公署への手続き及び解体の施工に必要な手続きは、事前に届出の確認をし、必要な場合は行う。
- e 産業廃棄物処理計画書、終了報告書を作成し提出すると共に、特殊産業廃棄物を処理するに当たっては必ず担当部局と事前協議をする。
- f 労働安全衛生法(昭和47年法律第57条)第30条第2項の規定に基づき、同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき特定元方事業者として指定された時は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。
- g 施工者は解体工事に当たって、安全施工を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守しなければならない。また、有害ガス又は引火性ガスの発生のおそれがある場合は安全を確認し作業を行う。
- h 交通安全及び公害対策
- (a) ダンプトラック等、大型貨物運搬車両による土砂及び工食用資材の輸送に当たっては、踏切、スクールゾーン等、工事車両が人命等に影響を及ぼす区間が輸送路になる場合、または埃、振動、騒音等の害の恐れのある区間が輸送路になる場合は、必要に応じて地域住民及び関係機関等の連絡を密にし、交通安全の確保、公害等の対策に万全を期さねばならない。
- (b) 工事期間中は、交通誘導警備員を以下の条件に沿って配置し、現場内における安全確保に努めなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数は、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ監督職員と協議すること。

【配置条件】 機材および発生材の搬出入時、前面道路に1名以上配置

- (c) 北海道公安委員会の認定する路線における工事現場については一級又は二級検定合格警備員を配置する。
 - i 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を遵守し、施工体制の適正化を図る。
 - j 施工体制台帳等
 - (a) 建設業法並びに適正化法等により、公共工事の受注者である建設業者は、下請契約を締結するときは、その金額に関わらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置く。また、その写しを発注者に提出する。その際、資格要件にない免許・資格証や作業員名簿等の不必要な個人情報添付しない。
 - (b) 受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させる。
 - k 工事の施工に当たっては、本市の「環境方針」「札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン」の意図を理解し、環境に配慮した施工に努める。
 - l 受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局(電波法に規定する免許または登録をせずに開設する無線局 例:不法アマチュア局、外国製無線機(FRS/GMRS)など)及び無線局の違法な運用(免許または登録を受けていながら、電波法の範囲を逸脱して使用することなど 例:アマチュア局を使用した業務連絡など)を行ってはならない。
 - m 当該工事における苦情への対応及び報告書(札幌市指定様式)について、施工計画書に明示する。また、監督職員にその都度報告し、指示を受ける。
 - n 「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」を順守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。本法律の対象となった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。
 - o 発生材の処理
 - (a) 廃棄物の適正処理に関し、①収集運搬業者、処理業者の適正(許可)の確認、②処理処分を委託する際の文書による契約、③マニフェスト伝票の採用の確認について確保すること。
 - (b) リサイクルの促進として分別解体を徹底すること
 - (c) 産業廃棄物を自己運搬する際に使用する車両には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条」により定められた表示を行うとともに、その運搬車に必要な書面を備え付ける(同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2)。
 - p 工事に使用する建設機械は以下による。「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき、指定された機械を使用する。

本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、国土交通省「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械及び平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する。

ただし、道路運送車両法の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検証の交付を受けているものは除く。その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を受けるとともに、現場代理人は工事現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出する。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

対象機種	型式	規格
バックホウ	油圧式クローラ型	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5KW以上260KW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。
ブルドーザ	普通、湿地、リッパ装置付	
トラクターショベル	ホイール型	
発動発電機	可搬式、溶接兼用機を含む	
空気圧縮機	可搬式	
油圧式杭圧入引抜機		
ローラ	ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	
ホイールクレーン	ラフテレーンクレーン	

- q 成果物は、以下の内容を電子納品（CD-RまたはDVD-R）で1部提出する。
- (a) 工事写真（国交省大臣官房官庁営繕部監修の工事写真撮影ガイドブックに基づく。）
 - (b) 協議録など工事の施工にあたり必要となった資料
 - (c) その他監督職員が特に必要と判断したもの
- r 受注者は、札幌市が実施する公共事業労務費調査の対象工事(以下「対象工事」という)となった場合には次の各項に掲げた事項について行うとともに協力しなければならない。また、対象工事の工期経過後も同様とし、これ等に要する費用は受注者の負担とする。
- (a) 労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、現場労働者の賃金及び時間の管理を適切に行い、賃金台帳の整備とその保存を行うこと。
 - (b) 札幌市が指定する面接調査日時に、指定した公共事業労務費調査対象期間の現場労働者の賃金台帳等による調査票等を提出し、面接調査を受けること。
 - (c) 面接調査の結果、発注者もしくは発注者に代わる者により受注者を訪問し、再調査または指導を行うこととなった場合は、受注者が自ら協力すること。
 - (d) 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負業者(当該下請負工事の一部に係わる二次以降の下請負業者を含む)が前各項と同じ業務を負う旨をその契約書に定めること。

(3) 仮設工事

- a 工事用水および工事用電力については、構内既存の施設のもの利用は原則不可。
- b 工事に先立ち、工事標識およびアスベスト建材の有無に関する掲示物を監督職員の指示する位置に設置する。

(4) 解体施工

a 事前措置

- (a) 建築物等の解体に先立ち、各種設備の供給が停止していることを確認する。
- (b) 引き込み電気は、施設管理者と打ち合わせの上、処理する。
- (c) アスベストの含有が疑われる建材を新たに発見した場合は、すみやかに監督職員に報告し、今後の業務遂行について協議すること

b 解体方法等

分別解体を行うこととし、解体順序及び方法は、①設備機器及び内装材の撤去②屋根葺材等の撤去③外装材の撤去④躯体の機械等による解体⑤基礎・杭その他は、騒音・振動等に配慮し分別

解体⑥構内舗装等、地下埋設物及び埋設配管。とする。ただし、これにより難しい場合は、順序を変更し、監督職員に報告する。

- c 建築物の土中解体範囲は基礎までとする。
- d 解体後の整備については、現場内の良質土を敷き均し、締め固める程度とする。

(5) 建設廃棄物の処理

a 本工事で発生する建設副産物は、次により処理を行う。

(a) 建設副産物の搬出先は下表のとおりとし、原則として札幌市内の処理施設を、「札幌市産業廃棄物処分業許可業者名簿」（環境局HP参照）から指定すること。ただし、(※)で示す副産物については、市外に搬出すること。

搬出先	種別
再生資源化施設	アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、コンクリート塊（モルタル付着）、コンクリートブロック（建築用）、インターロッキングブロック（着色含）、金属くず、木くず（建設廃材）、剪定枝等生木、廃プラスチック類、蛍光管類、廃石膏ボード（条件有）、汚泥（無機性）
その他の施設	がれき、紙くず・木くず・繊維くず、ALCパネル、混合廃棄物、廃石膏ボード、アスファルト防水材(※)、非飛散性アスベスト成形板(※)

(b) 処理計画については、受け入れ条件等を確認のうえ、事前に監督職員と協議すること。

(c) 再生資源化施設へ搬出した場合、搬出後、調書を監督職員に提出すること。

6 しゅん功届の提出

受託者は、しゅん功後速やかに以下の書類を監督職員に提出すること。

- しゅん功届（所定様式）・・・1部
- 工事成果品（電子納品）・・・1部【5（2）qより】

7 その他

- (1) 本工事の内容や施工部分及び仕様書等に疑義がある場合、およびこの仕様に定めがない事項がある場合は、速やかに監督職員と協議を行わなければならない。協議を行った場合は協議記録を作成し、提出するものとする。
- (2) 作業中における事故の発生や異変があった場合は、速やかに監督職員に連絡をすること。なお、監督職員と連絡が取れない場合は、施設管理者に連絡を行うこと。
- (3) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷軽減に努めること。
- (4) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行にあたること。